

# 広島市土石流災害と広島県災対連の取り組み

2015・11/20 災害対策全国交流集会 2015in 宮城 被災地報告

## 1 広島県土石流災害の発生、広島県災対連の結成

昨年8月20日に広島市北部で起こった土石流災害は、国土交通省によると過去30年間で最も被害の大きい「都市型大規模災害」とされました。死者75名、負傷者69人の計143人、家屋全壊179棟、半壊217棟、一部破損189棟、床上浸水1084棟、床下浸水3080棟の4749棟。公共土木施設の被害1079件。6万8800世帯16万4000人に避難勧告が出され、地域の小学校・公民館など16施設に開設された避難所に最大時904世帯2354人が避難(広島市復興ビジョンより)。被災者台帳の登録は1万人を超えたと報道されます。

継続的な被災者支援の組織が必要との全国災対連の提起に応え、昨年9月17日、広島県災対連を結成。全国災対連参加組織の広島在住団体を中心に13団体が結集しました。

以後一年余、昨年9～10月の被災地支援ボランティア活動、11～翌2月の自治体キャラバンと全国署名運動、2月の被災地相談会、3月には県営緑ヶ丘住宅再入居問題、5月には砂防ダムたちのき者連絡会の結成。その都度の国・県・市への要望書提出や回答交渉など、被災者の声を行政に届け、要求を実現する運動を続けてきました。

## 2 災害1年余。県と市の対応と施策がほぼ出そろいました

広島市は今年3月、国・県との協議を経て「災害に強く、市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちの実現」をめざす「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくりビジョン」を策定しました。緊急砂防工事25基を含む55基の砂防ダム建設、被災地中央に広域避難道路建設等の防災工事を集中的に行い、安全な地域をつくるとしています。国が予定する砂防ダムは「管理型」とされ、ダム建設までの工事車両通過、さらにダム建設後の土砂撤去等の管理道路が不可欠です。さらに、広島市が被災地のど真ん中に計画する広域避難道路は50年前に都市計画決定され、当時は予定地に住宅は皆無だったそうですが、幅員16m・4車線の大型道路予定地には、現在びっしりと住宅が張り付いています。被災者へのアンケートは行いましたが、被災者と地域を計画策定に加える等の手続は無く、原案提示から3ヶ月余での決定でした。これらの大規模事業によって300世帯近い立ち退きが求められています。

さらに広島県は今年3月、災害死ゼロをめざす「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動条例」を制定。7月に「行動計画案」を発表、県民運動の強化を呼びかけました。災害死ゼロ運動の担い手は、まず県民、次いで自主防災組織、事業所、最後に国・県・市町の行政、「自助」「共助」「公助」の順に並びます。あわせて提起された広島県総合計画案では、災害対応として総ぐるみ運動の推進と「ハード施設」整備と書かれますが、ハード整備の詳細は出されていません。

## 3 都市型の大規模災害

災害発生当初、被災地の土質が崩れやすい「まさつち」、観測史上最大の「未曾有の集中豪雨」による災害等と報道されました。しかし、今年6月に広島県災対連と日本科学者会議が共催した「災害問題シンポジウム」の議論は、このような災害は広島で何度も繰り返され、土石流や河川氾濫などで広島土地が形成されてきた、未曾有・予測不可能とは言えないと指摘し、危険な場所に住宅が建てられており、住民の安全を確保する手立てを取る必要があると提起しました。

広島と同様の開発団地を持つ他の都市は、今回の災害を「広島ショック」と呼び、都市近郊

団地の安全性を一斉に点検したと報じられ、政府自ら高潮や津波などを含め、国民の73.7%が危険地域に居住と発表しています。全国の「都市近郊団地」に同様の災害が発生する恐れがあると云わざるを得ません。

全国60万カ所の土砂災害危険区域のなかで広島県は全国最多の3万2000カ所を数え、そのうち1万9000カ所が広島市です。県民の要求に応え、県は土砂災害防止法に基づく地域調査を急いでいますが、危険区域指定は未だに42%にとどまっています。

今回の被災地に対しては集中的な防災工事が始まろうとしています、他の地域に対する防災・減災の施策は未だに明らかにされていません。

#### 4 住まいの再建の要求がいつそう切実に

山肌に災害の爪痕が残る直下で今も多くの住民が生活しています。現在も184世帯が公営住宅などの提供を受け、住所を移した世帯は800を越えたとされ、一年を経て被災者の生活再建、とりわけ住まい再建の要求がいつそう切実になっています。

災害対応の中で、改めて公的住宅の政策が課題になりました。広島県は昨年暮れ、最も被害が大きかった八木3丁目で県営緑ヶ丘住宅の再建・再利用を決定、2月から再入居手続きを開始しました。今年8月、県営住宅前面に高さ1メートル余の「防護壁」を完成させましたが、砂防ダムは未着工、周囲の住宅は撤去されて更地、土石流の猛威と災害を体験した居住者の多くが不安を持ち、再入居者は8月段階で114世帯中21世帯にとどまっています。

持ち家だった多くの方も元の場合に家を建てられなくなっています。破損した家屋が撤去され、更地になった後に砂防ダム建設計画に組み込まれた住民は、戻る家や土地が無くなっています。土石流災害をまぬがれた住民も砂防ダム建設で立ち退きを求められています。

新たな危険区域指定によって、多くの住民が安全工事や転居を余儀なくされます。

転居を余儀なくされる住民の財政力や家庭状況は文字通り様々です。転居したくない、出来ないと悩んでいても、地域の安全のために早く契約すべきという有形無形の圧力にさらされています。

しかし、この間の用地買収では、被災者が他の場所に家を建てられる条件にはとうてい届かないことが明らかになりました。国の条件提示は道路や公共施設建設など路線価に基づく一般的な制度で、当初から他の場所に家を建てる水準の保障を想定せず、「交渉や折衝で価格を変えることは無い」と明記されます。砂防ダムたちのき者の対市交渉では、市の広域道路建設事業でも同様の制度で行うと回答しています。

立ちのき者連絡会は、国が制度の枠を変えないのなら、市が住宅再建水準に届くような補填・支援を行えと求めましたが、市はキッパリ「困難」と応えました。

300世帯以上の住民が住まいを失う事態を前に、住民の暮らしを守る広島市がもっと本気で取り組んで欲しいという声が上がっています。

同時に、今回の被災地以外にも、広島市には膨大な災害予備地域が控えています。災害に対応し、生活が再建できる制度の整備をさらに求めていく必要があります。